

自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していたところ、申立人母及び未成年の子ども2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月分までの避難費用（面会交通費、住居費）、生活費増加費用（二重生活費増加分）、子ども2名に対する避難雑費（子ども1名につき月額2万円）のほか、平成28年5月に申立人母が甲状腺検査を受けた際に支出した検査費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び、同X4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（ただし、下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- (1) 避難費用（面会交通費）
- (2) 避難費用（住居費）
- (3) 生活費増加費用（二重生活）
- (4) 避難雑費
- (5) 検査費用（甲状腺検査）
- (6) 本件和解仲介に関する弁護士費用

#### 2 期間

上記（1）につき、平成25年7月26日～平成26年4月2日

上記（2）～（4）につき、平成25年8月1日～平成26年3月末日

上記（5）につき、平成28年5月29日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、1,101,951円の支払義務があることを確認する。

（内訳）

#### 1 損害項目

(1) 避難費用（面会交通費）	370,855円
(2) 避難費用（住居費）	136,000円
(3) 生活費増加費用（二重生活）	240,000円
(4) 避難雑費	320,000円
(5) 検査費用（甲状腺検査）	3,000円
(6) 本件和解仲介に関する弁護士費用	32,096円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年6月10日

（仲介委員 山田 宣郷）